

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

北海道知事 高 橋 はるみ

- | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|---|---|--------|----------------------|---------|-----------|
| 勇払郡むかわ町穂別長和182番1地先から
同郡むかわ町穂別長和188番1地先まで | | 前 | 7.50mから
12.00mまで | 100.00m | — |
| 勇払郡むかわ町穂別長和182番1地先から
同郡むかわ町穂別長和188番2地先まで | | 前 | 18.00mから
35.50mまで | 100.00m | — |
| 勇払郡むかわ町穂別長和182番1地先から
同郡むかわ町穂別長和188番1地先まで | | 後 | 7.50mから
21.50mまで | 100.00m | — |
| 勇払郡むかわ町穂別長和182番1地先から
同郡むかわ町穂別長和188番2地先まで | | 後 | 18.00mから
35.50mまで | 100.00m | — |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第1項の規定による命令をしたので、第77条の30第2項の規定により、次のとおり公告する。

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 監督命令をした年月日
平成24年7月6日
- 2 監督命令を受けた指定確認検査機関
札幌市中央区南1条東2丁目6番地 株式会社札幌工業検査 代表取締役社長 兼平久
- 3 監督命令の内容
審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成24年8月6日までに提出すること。
- 4 監督命令の原因となった事実

ページ

○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	1
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路課)	1
○建築基準法による指定確認検査機関の監督命令	(建築指導課)	1

○特定調達契約に係る落札者等の公示	2
○特定調達契約に係る入札の公告	2

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

北海道告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年7月26日、美瑛土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年8月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成24年8月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業	の種類	縦覧場所
三軒家	経営体育成基盤整備	(区画整理、暗渠排水)	北海道渡島総合振興局
和寒中央	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕	(暗渠排水、区画整理、客土、除穢)	北海道上川総合振興局

株式会社札幌工業検査が行った札幌市内の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、札幌市建築基準法施行条例（昭和35年札幌市条例第23号）第36条第1項第1号の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。	
総合振興局告示及び 振興局告示	
北海道オホーツク総合振興局告示第88号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年8月3日 北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機 8台 2 落札を決定した日 平成24年7月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 緑産株式会社 (2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地5 4 落札金額 71,652,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年6月8日付け北海道オホーツク総合振興局告示第66号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局告示第89号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年8月3日 北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典 1 入札に付する事項	(1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（6,000立級） 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成26年3月20日 (4) 納 入 場 所 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管理事務所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 納入地区において当該調達物品を納入後、15年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。 (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成24年8月3日から同月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入 札 日 時 平成24年9月13日 午後2時（送付による場合は、同月12日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（abashiridoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目	電話番号 0152-41-0708 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Chemical fire engine (6,000 liter class) for airport use. Quantity 1 B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., September 13, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than September 12, 2012) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Kita 7-jo, Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan Phone : 0152-41-0708 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年8月3日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則13-88 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正) 第1条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。 第11条第1項第3号中「骨髓移植休暇」を「骨髓移植等休暇」に、「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。 (北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正) 第2条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。 第11条第1項第3号中「骨髓移植休暇」を「骨髓移植等休暇」に、「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。 附 則
--	---

この規則は、公布の日から施行する。